

---

「最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向：インターネット取引と  
本人確認等について」

(証券取引等監視委員会からの寄稿)

---

平成 22. 9

---

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

第 9 回目のテーマは、「最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向：インターネット取引と本人確認等について」です。

# 「最近の証券取引等監視委員会による証券検査を巡る動向：インターネット取引と本人確認等について」

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課  
課長補佐 西澤 伸彦

## 1. はじめに

近年のIT技術の進歩は目覚しく、日常の生活スタイルは一昔前に比べて随分と様変わりしている。金融商品取引の世界においても、インターネットを通じて投資者自身がタイムリーに市場に発注することが容易にかつ低廉な取扱手数料で可能となるなど、簡易性、利便性等を備えたインターネット取引は金融商品取引に深く浸透している。

他方、インターネット取引は、その非対面性という特性ゆえに、不公正取引に利用されやすく、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）により、これまで多くのインターネット取引による相場操縦行為や内部者取引が発覚しているところである。

こうした状況下、証券監視委は、本年4月に平成22年度証券検査基本方針を公表し、重点検証分野として、取引のインフラをなすITシステムの信頼性確保のため、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）のシステムリスク管理態勢を検証するとともに、反社会的勢力との取引の未然防止態勢の整備状況について検証し、その際、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において、適切に本人確認が行われているかなどについても検証することとしている。

今回の寄稿においては、若干の私的な感想も交えながら、近年、金商業者等の検査において、本人確認等の顧客管理態勢の不備等について指摘を行った事例をいくつか紹介してみたい。

なお、本稿中、意見にわたる部分については、私見であることをあらかじめお断りしておく。

## 2. 指摘事例の概要

(1) 本人確認に係る不備（関係条文：犯罪収益移転防止法第4条第1項・第2項、同法第6条第1項）

- 法人顧客やその取引の任に当たる自然人の本人確認において、本人確認書類を郵送で受領しているにもかかわらず、一部の取引関係書類を書留郵便等による転送不要郵便物として送付していなかった。また、すべての顧客について本人確認記録を作成していなかった。
- 電子メールアドレス等の連絡先が同一である顧客口座の名寄せを行い、他者

が取引の名義人等になりすましている疑いのある「異姓異住所」口座等を多数抽出したにもかかわらず、これらの口座におけるその後の取引に際し、本人確認を行っていなかった。

- 他社が運用する外国投資信託につき、顧客に対し「私募の取扱い」により勧誘を行い、海外の販売会社から有価証券を直接取得させているが、当社が直接取得させる当事者ではないことを理由に、当該顧客の本人確認を行っていなかった。
- 匿名組合契約を締結した顧客について本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていなかった、本人確認書類の送付を受けた顧客に対し、取引関係書類を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していなかった、法人顧客において取引の任に当たる者から本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていなかった、 の顧客について、本人確認記録を作成していなかった。

(2) 疑わしい取引の届出に係る不備（関係条文：犯罪収益移転防止法第9条第1項）

- 不芳属性情報の存在する顧客について、コンプライアンス部門が注意口座として顧客口座管理システムに登録することにより、営業部門において注意口座を認識することができるようにしており、注意口座による取引実行後はコンプライアンス部門への報告を義務付けていた。しかしながら、注意口座の入出金に対する営業部門のモニタリングが実施されておらず、コンプライアンス部門において営業部門に対する点検も行われていないこと等から、疑わしい取引の届出が未提出となっていた。
- 連絡先が重複している顧客についてオペレーター等が顧客属性に疑義のある情報を把握した場合、当該情報を社内メールで配信するとともに、取引停止措置を執った上、疑念口座管理表として管理しており、これをコンプライアンス部門が疑わしい取引の該否について検討し、必要に応じて当局に届出を行うこととしていた。しかしながら、多数の疑念口座について、疑念口座管理表への掲載が漏れていたため、疑わしい取引の該否の検討がなされていなかった。
- インターネットバンキングを利用して即時に証券口座への入金反映されるサービスを利用した振込みについて、仮借名取引等の防止を目的として、随時、異名義人からの入金理由等を調査しているが、顧客との連絡がとれず、異名義入金の理由が確認できない状況となっている口座による取引を異名義入金発生以降も継続させており、その一部について疑わしい取引の該否の検討がなされていなかった。

### 3. 考察

これら指摘事項のうち本人確認に係る不備については、金商業者等において、一旦顧客に対するヒアリング等を試みてはいるものの、顧客がそれを拒否、または自身の取引である旨を主張した段階で本人確認を完了したものとするなど、本人確認業務が実効性を伴っていなかったり、管理担当役員が本人確認の具体的方法等を担当者任せにして実態をまったく把握していないなど、社内管理態勢の整備が不十分であったことに起因している。

また、疑わしい取引の届出に係る不備についても、犯罪収益移転防止法や監督指針等で求められている本人確認等の顧客管理態勢や疑わしい取引の届出の重要性について役職員の認識が不十分であることや、コンプライアンス部門による関係規定の周知徹底やフォローアップが不十分なことから、本人確認に係る調査・チェックを行う目的や問題点等を各担当者が十分把握しておらず、これら業務が形骸化していたことが一因と考えられる。

こうした問題が、インターネット取引サービスを提供している金商業者等の検査においても多数認められていることは、非常に残念な状況と言わざるを得ない。政府を挙げて取り組んでいる反社会的勢力の排除のため、また不公正取引等の未然防止のためにも、本人確認業務等の適正な顧客管理態勢の構築は、すべての金商業者等に課せられた使命であることはいうまでもないが、非対面営業を行っている金商業者等については、その業務の特性等に鑑み、さらに本人確認等の適確な運用が求められることを再認識していただく必要があるのではないだろうか。

### 4. おわりに

反社会的勢力や不公正取引等による利得を狙う者は、本人確認や疑わしい取引の届出に関する取組みが弱い業者に目を向けるとも言われる。万が一、反社会的勢力に利用されるような事態になった場合には、業者自体の存続にも関わる問題に発展する可能性も否定しえない。各金商業者等がこの分野における取組みを充実・強化して頂くことで、業界全体としての対応がより堅固になることを期待したい。

(以 上)